都道府県医師会長 殿

日本医師会長 原中勝征

### 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

平成23年3月1日付厚生労働省告示第39号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称等の変更により、新名称の医薬品「プリミドン細粒 99.5%「日医工」」等、計2品目が薬価基準の別表に収載されたものであります。

また、平成23年3月1日付厚生労働省告示第40号で、旧名称の医薬品「プリミドン細粒99.5%大日本」等、計2品目が掲示事項等告示の別表に収載され、経過措置品目(使用期限:平成24年3月31日限り)となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げ ます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌5月号に掲載を予定しております。

### (添付資料)

- 1. 官報(平23.3.1 第5505号抜粋)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について (平 23. 3. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

官

目

第三種 郵便物認可 日刊(行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)

編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

# 筶 忎

〇療担規則及び薬担規則並びに療担基 〇使用薬剤の薬価(薬価基準)の 準に基づき厚生労働大臣が定める掲 を改正する件(厚生労働三九) 示事項等の一部を改正する件 (同四〇) 一部

# 〇厚生労働省告示第三十九号

価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価 平成二十三年三月一日 (薬

別表に第18部として次のように加える。

믑

第18部 乜

追

(14)

厚生労働大臣

細川

律夫

規

谷

岁

単

P

採

田 自

33.80

11.30

99.5% 1 g 250mg 1 鮭 99.5% 1

プリミドン絶粒99.5%「日医工」 プリミドン錠250mg「日医工」

○厚生労働省告示第四十号

並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号) 生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、 医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の 部を次のように改正する。 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び 療担規則及び薬担規則 の

別表第8に第4部として次のように加える。 平成二十三年三月一日

プリミドン錠250mg大日本

プリミドソ繙粒99.5%大日本

ફુ**ં** 

第4部

乜

₩

宣 田

3

厚生労働大臣

細川

律夫

揪

桮 滭

位

戡

99.5% 1 g 250mg 1 錠



地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

御中

### 厚生労働省保険局医療課

### 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)については、平成23年厚生労働省告示第39号及び第40号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品(内用薬2品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 152	4, 179	2, 843	3 6	16, 210

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬2品目)について、掲示事項等告示の別表第8に収載することにより、平成24年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第8に収載されている全医薬品の品目数は、のとおりであること。

<u> </u>	分	内	用	薬	注	射	薬	外	用	薬	歯科用薬剤	計	
 3 E	目数			6			2			1	0		9

# (参考1)

### 薬価基準告示

	N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
1	内用薬	プリミドン細粒99.5%「日医工」	プリミドン	99. 5% 1 g	33 . 80
2	内用薬	プリミドン錠250mg「日医工」	プリミドン	250mg 1 錠	.11 . 30

## 揭示事項等告示

別表8 (平成24年3月31日まで)

	Νο	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
1	内用薬	プリミドン細粒99.5%大日本	プリミドン	99. 5% 1 g	33 . 80
2	内用薬	プリミドン錠250mg大日本	プリミドン	250mg 1 錠	11.30